



亀岡市人権啓発だより 第62号

編集／発行：亀岡市生涯学習部人権啓発課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
TEL 25-5018
E-mail:jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp



「人権の花運動」 ～育てよう、思いやりの心と人権意識～



「人権の花運動」とは？

昭和57年、法務省が「人権の花」運動を開始して以来、全国各地で実施されています。
主に小学生を対象とした啓発活動で、京都府内では「思いやり」の花言葉をもつ“スイセン”や
“アネモネ”などを「人権の花」とし、児童たちが球根の植え付けから大切に育てています。
「人権の花」を児童たちが協力しながら育てていくことを通じて、生命の尊さを実感するとと
もに、優しさと思いやりの心を育むことを目的に取り組んでいます。



9月30日 吉川小学校



10月6日 穂田野小学校



10月9日 西別院小学校

今年度は児童たちが密集しないよう、
感染症対策を徹底の上、実施しました。

昨年秋に、吉川小学校、穂田野小学校、
西別院小学校、畑野小学校、東別院小
学校、本梅小学校の6校を人権擁護委員が
訪れ、球根やプランターを贈りました。

児童たちは、人権擁護委員や先生から
人権の大切さについての話を真剣な様子
で聞き、その後球根の植え付けを行いました。

子どもたちの愛情をいっぱい受けた
スイセンやアネモネは、寒い冬を乗り越
えて、3月ごろには各学校できれいな花
を咲かせます。



10月15日 畑野小学校



10月16日 東別院小学校



11月11日 本梅小学校

じん けん よう ご い いん

人権擁護委員をご存知ですか？ ～身近に相談できるパートナー～

Q1 人権擁護委員ってどんな人？

「人権擁護委員」とは、人権擁護委員法に基づいて法務大臣が委嘱した人たちで、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の人たちです。

この制度は、日ごろから地域に根ざした活動を行っている人たちが、人権を擁護する活動を行うことが望ましいという考えから設けられた制度です。現在、全国で約14,000人が活動されています。

人権擁護委員は、皆さんの問題解決のお手伝いをします。

法務大臣が委嘱した
民間の人たちです。

問題解決のための職務を
行うに当たっては、関係
者の秘密を守ります。

給与は支給されません。
ただし、職務を行うため
に要する費用の弁償を受
けることができます。

任期は3年です。
さらに再任も可能です。

女性や子ども・高齢者・障がいのある人の人権、部落差別など、人権にかかわる相談を広く受けています。

場合によっては法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査や処理に当たったり、当事者の関係を調整するなどして、事案の円満な解決を図っています。

出典:法務省ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken18.html>)

Q2 どんな活動をしているの？

1. 人権啓発活動

小・中学生を対象に、思いやりの大切さを教える「人権の花運動」や、携帯電話を巡るトラブルや正しい使い方を教える「スマホ・ケータイ人権教室」の実施、また市民の皆さんに向けて「街頭啓発」「イベント啓発」などの人権啓発活動を実施しています。



ヒューマンフェスタ2020
(11月22日 ガレリアかめおか)



スマホ・ケータイ人権教室
(12月1日 吉川小学校)

2. 相談活動【特設人権相談】

人権擁護委員が相談に応じます。

と き:毎月第2・第4月曜日(祝休日の場合は翌日)

午後1時30分～4時30分

※事前予約不要

ところ:亀岡市役所

電話相談にも応じます。(☎25-5018)

その他、京都地方法務局園部支局でも常設相談を開設しています。

月曜日～金曜日(祝休日は除く)

午前8時30分～午後5時15分 ※事前予約不要

南丹市園部町小山東町平成台一号17

(TEL0771-62-0208)

Q3 亀岡市の人権擁護委員はどんな人？

亀岡市では、現在11人の皆さんが人権擁護委員として活動されています。(敬称略、順不同)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

えぐち まさみち ひえだのちよう
・江口 昌道(稗田野町)
すぎさき むつお ちとせちよう
・杉崎 六男(千歳町)
ながお しげる ほづちよう
・長尾 繁(保津町)
かつら きくこ ほづちよう
・桂 喜久子(保津町)
きねかわ あふる のちよう
・杵川 感(篠町)
おおい りゅうじゅ みやけちよう
・大井 龍樹(三宅町)

つかもと たかこ にし がおか
・塚本 綏佳子(西つつじヶ丘)
かわた わかこ にし がおか
・川田 和歌子(西つつじヶ丘)
ささき ゆきえ ひがしべつじんちよう
・佐々木 幸枝(東別院町)
なかがわ ひろし ひがしほんめちよう
・中川 寛(東本梅町)
なかみち たかし そがべちよう
・中道 高志(曽我部町)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権擁護委員についてのお問い合わせは、人権啓発課(TEL25-5018)まで

ほかにも色々な相談窓口があります。

～京都府の人権問題法律相談窓口～

「京都府人権リーガルレスキュー隊」

弁護士に
相談したい

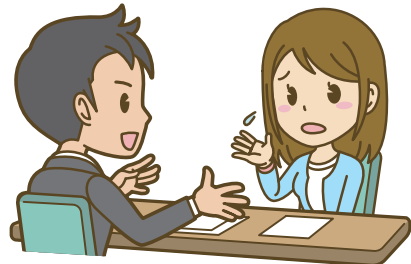
①弁護士による電話相談

☎075-741-6321
受付日 毎月第1・第3火曜日
受付時間 午後2時～4時



②弁護士による面接相談

1週間前までに電話予約が必要です
☎075-414-4271
(京都府庁)



～法務省の相談窓口～

みんなの人権110番

☎0570-003-110
平日 午前8時30分～午後5時15分



女性の人権ホットライン

☎0570-070-810
平日 午前8時30分～午後5時15分



外国語人権相談ダイヤル (Telephone Counseling)

☎0570-090-911
平日 午前9時～午後5時



子どもの人権110番

☎0120-007-110
平日 午前8時30分～午後5時15分



きっと、誰かがあなたの力になれる。
ひとりで悩まずにご相談ください。



まなびの
ページ



ちょっと考えてみませんかシリーズNo.25

今こそあらためて「STOP! コロナ差別」

全国各地で感染が拡大しており、今なお収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症。感染してしまった人や濃厚接触者とされた人の中には、いわれのない差別を受けて苦しめられる人もいます。体の症状について現代の医療では、その症状を完全に抑え込むのはまだ難しいかもしれません。しかし、新型コロナウイルス感染症を原因とした「差別」については、私たち一人ひとりが正しい知識や理解を深めることで、なくすることができるはずです。

人KENイメージキャラクター



人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

恐れるべきは“人”ではなく“ウイルス”です

亀岡市は「STOP! コロナ差別」の取り組みを進めています



亀岡市役所1階のエントランスホールにて、「STOP! コロナ差別」の特設コーナーを設置しています。その中で“差別が生み出される仕組み”や、“シトラスリボンプロジェクト”などを紹介しています。

(一時的に特設コーナーを撤去している場合があります。)

～シトラスリボンプロジェクトとは～

新型コロナウイルス感染症や、医療従事者への差別をなくそうと愛媛県からはじまったプロジェクトで、京都・亀岡でも賛同者を得て様々な活動をされています。

本誌きずな第60号(令和2年11月2日発行)でこの活動を取り上げたところ、大きな反響がありました。

シトラスリボンの色は柑橘の色だけに限らず、またリボンに使う素材も決められたものではありません。本運動にご賛同いただける人はぜひ、次のサイト(2次元バーコードのとおり)やYouTubeなどでリボンの結び方をご覧になり、ご自身で作って身に着けたり、おうちの玄関や郵便受けに提示してみてください。



シトラスリボンプロジェクト
公式ホームページ



シトラスリボン from 京都
Facebook



色や素材に決まりは
ありません。

現在の感染状況からして、もはや誰が、いつ発症するか、検査で陽性になるか、または濃厚接触者になるかは誰にも分かりません。そのような状況の中では、普段から家族や親しい友人などの間で、互いが持っているリスク情報を確認しあい、対話をしておくことが大切になります。

私たちがなすべきなのは、感染してしまった人や濃厚接触者とされた人を非難・差別することは「無益であるばかりか、有害である」ということを認識することです。そうすれば検査陽性者は非難を恐れずに治療に専念でき、また快復した人は地域社会に安心して復帰できるでしょう。

また、リスクを引き受けてこの感染症の最前線で戦っている医療従事者の人たちや、社会機能を維持する職業の人たちも、差別的な言動で足を引っ張られることなく、誇りをもってその業務に全力を尽くせるようになるでしょう。 私たちが本当に求める社会というのは、共にウイルスの脅威にさらされながらも、手を取り合ってその克服を目指す連帯感に満ちた温かい社会のはずです。それこそが真の意味でのアフターコロナの新しい時代、新しい生き方ではないでしょうか。